

令和 7 年（2025 年） 5 月 20 日
枚 方 市 提 供

粒状活性炭の入札談合に係る損害賠償事件の和解について

枚方市上下水道局は、令和 4 年（2022 年）9 月 8 日付で公正取引委員会より独占禁止法違反として排除措置命令等を受けた 2 事業者に対し、損害賠償請求を行いました。

その後、同事業者からの支払がなかったため、同年 10 月 21 日付で訴訟提起を行い、この間計 15 回にわたる裁判手続を進めてきたところです。

今般、令和 7 年（2025 年）4 月 10 日付で和解が成立しましたので、お知らせします。

記

1. 事案の概要

令和元年（2019 年）11 月 22 日、公正取引委員会は、近畿地区の地方公共団体が発注した粒状活性炭の購入に関して、入札談合を行った事業者に対し、独占禁止法違反として排除措置命令等を行いました。

これを受け、本市が平成 25 年度及び同 26 年度に発注した高度浄水施設粒状活性炭入替整備委託が対象に含まれていたことから、適正な入札行為が行われず、本市についても損害を被ったと判断し、訴訟を行ってきました。

訴訟の結果、令和 7 年（2025 年）4 月 10 日付で和解成立となったものです。

2. 訴訟相手方

本町化学工業株式会社	代表者	代表取締役	小田	利明
カルゴンカーボンジャパン株式会社	代表者	代表清算人	山川	健次郎

3. 損害賠償請求額及び請求根拠

(1) 損害賠償請求額（税込）

金 47,830,000 円

※ 上記損害賠償請求額に契約金額支払日から本請求額の支払日に至るまでの遅延損害金を併せて請求

(2) 請求根拠

民法第 709 条（不法行為による損害賠償）及び第 719 条第 1 項（共同不法行為者の責任）

4. 和解条項概要

- ・被告らは、原告に対し、本件解決金として、それぞれ 959 万円を支払う。
- ・原告は被告らに対するその余の請求をいずれも放棄する。
- ・三者は本和解条項に定めるほか、何ら債権債務のないことを相互に確認する。

(問い合わせ先)

枚方市上下水道局 上下水道部

上下水道総務課

TEL 072-848-4196 (直通)

FAX 072-848-8255